

京 都 大 学 身 体 障 害 学 生 相 談 室 要 項 新 旧 対 照 表

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|---|--|
| <p>第1 京都大学に身体障害学生相談室（以下「相談室」という。）を置く。</p> <p>第2 相談室は、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 身体障害学生の修学及び進路上の相談に応じ、助言し、及び指導すること。</p> <p>(2) 身体障害学生の特別指導計画を策定すること。</p> <p>(3) 身体障害学生の教育補助機器を管理し、及び利用に供すること。</p> <p>(4) 身体障害学生の教育方法及び教育補助機器の改善等身体障害学生の受入りに伴う諸問題について<u>調査研究</u>すること。</p> <p>(後 略)</p> | <p>第1</p> <p>第2</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4) 身体障害学生の教育方法及び教育補助機器の改善等身体障害学生の受入りに伴う諸問題について<u>調査研究し、報告又は提言</u>を行うこと。</p> <p>附 則</p> <p>この要項は、平成18年7月20日から実施する。</p> |